

御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 市長は、空き家等の活用を促進し、市のにぎわい創出及び地域の活性化を図るため、空き家等を活用して事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する過去に使用されていた住宅、店舗、事務所、ビル、倉庫、旅館、集合住宅等の建物の全部又は一部及びその敷地であって、現に使用されていないものをいう。
- (2) 空き家バンク等 御殿場市空き家バンク実施要綱（令和4年御殿場市告示第368号）第2条第3号に規定する空き家バンクその他の市が連携する物件情報媒体をいう。
- (3) リノベーション 空き家等の活用又は再生のため、建て替え、又は改修することをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家等（以下「対象空き家等」という。）を市のにぎわい創出及び地域の活性化に資する次の各号のいずれかの施設等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を営む施設等を除く。）にリノベーションする事業とする。

- (1) 宿泊施設又は交流施設
- (2) 小売業、飲食業、サービス業等の店舗
- (3) シェアオフィス、サテライトオフィス、テレワーク施設、コワーキングスペースその他の二地域居住又は新しい働き方の実現に資する施設
- (4) 起業家、スタートアップ企業等の活動の拠点となる事務所、チャレンジショップその他の施設
- (5) 体験学習施設その他の子どもと地域とのつながり又は学びを促進するための施設
- (6) 滞在体験施設、シェアハウス、賃貸住宅その他の移住定住の促進又は就労者の住まいの確保に資する施設
- (7) 子育て環境整備又は様々な事情を抱える子どものための支援の拠点となる施設
- (8) 地域活動又は社会参画支援事業の拠点となる施設

(9) 前各号に掲げるもののほか、市のにぎわい創出及び地域活性化に資するものとして市長が認める施設

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 延床面積が1,000平方メートルを超える大型施設及びその一部であるテナント型物件を活用するためにリノベーションする事業

(2) 集合住宅の一部のみを活用するためにリノベーションする事業

(3) 国又は県の補助金のうち、他の補助金との併用が認められない補助金を受けて行う事業

(4) 市の他の補助金の交付を受けて行う事業

(5) 過去にこの要綱の規定による補助金を受けてリノベーションをした空き家等に係る事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 空き家バンク等を利用し、対象空き家等を購入又は賃借して事業を行う者（契約日から1年を経過した者を除く。）であること。

(2) 市区町村税等の滞納がないこと。

(3) 市内で同様の用途の別の施設等を営業している場合は、当該施設等の営業を継続すること。

(4) 売買又は賃貸借に係る契約が3親等以内の親族間で行われたものではないこと。

(5) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団等でないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 対象空き家等の建て替えのための除却工事に係る経費

(2) 対象空き家等の内装及び外装の改修工事に係る経費

(3) 附属設備（建物に固定され、建物と一体となって機能する設備に限る。）の設置に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象空き家等のリノベーションのために必要と認められる経費

2 前項の規定にかかわらず、国又は県の他の制度による補助金の対象となる経費があるときは、補助対象経費から当該経費の金額を除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、100万円を上限とする。ただし、建物の一部のみを購入又は賃借して使用する場合は、50万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 対象空き家等の位置図

(4) 対象空き家等の配置図及び各階平面図

(5) 対象空き家等の売買又は賃貸借に係る契約書の写し

(6) 対象空き家等の登記事項証明書

(7) 現況写真(リノベーション前の状況が分かるもの)

(8) 計画図面その他の事業内容が分かる書類

(9) 見積書その他の補助対象経費の根拠となる書類

(10) 対象空き家等を賃借する場合にあっては、当該空き家等の所有者の同意書(様式第4号)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を可と決定したときは、御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を否と決定したときは、御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第2項の決定に、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業の実施に当たり、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令を遵守すること。

- (2) 補助事業完了後6か月以内に開店又は開所し、10年以上継続して活用すること。
- (3) 補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が事業計画書に記載する予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付を受けた年度の終了後10年を経過するまでの間、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (7) 市長の承認を受けて効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 補助金の交付を受けた年度の終了後10年を経過するまでの間に当該空き家等の使用が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(変更申請等)

第10条 第8条第2項に規定する決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、御殿場市空き家等リノベーション事業変更申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第8条各項の規定は、前項の規定による補助事業の変更に係る決定に準用する。

(事業の中止)

第11条 補助決定者は、補助事業を中止しようとするときは、御殿場市空き家等リノベーション事業中止届出書（様式第8号）に、御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金交付（変更）決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 補助決定者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該補

助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、御殿場市空き家等リノベーション事業完了報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 現況写真（リノベーション後の状況が分かるもの）
- (4) 領収書その他の補助対象経費の根拠となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する完了報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助決定者は、前条の確定の通知を受けた日から起算して10日以内に、御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (5) 別に定める期限までに補助事業が完了しないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を当該補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。